

令和 6 年 12 月 19 日

令和 6 年守山市議会 12 月定例会議員提出会議案

令和 6 年 12 月 19 日

令和 6 年守山市議会 12 月定例会議議員提出会議案目次

会議第 3 号	守山市議会委員会条例の一部を改正する条例案	3
会議第 4 号	守山市議会会議規則の一部を改正する規則案	6
会議第 5 号	守山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案	12
意見書第 12 号	学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書	14
意見書第 13 号	北方領土問題の早期解決等を求める意見書	16
意見書第 14 号	企業・団体献金の全面禁止を求める意見書	19
意見書第 15 号	子ども福祉医療費助成の制度拡充を求める意見書	21
意見書第 16 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書	23
意見書第 17 号	刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書	25
意見書第 18 号	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書	27

会議第 3 号

守山市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 19 日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 森 貴尉

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 福井 寿美子

賛成者 守山市議会議員 二上 勝友

賛成者 守山市議会議員 田中 均

賛成者 守山市議会議員 北野 裕也

賛成者 守山市議会議員 藤木 猛

賛成者 守山市議会議員 上田 佐和

賛成者 守山市議会議員 今江 恒夫

賛成者 守山市議会議員 新野 富美夫

守山市議会委員会条例の一部を改正する条例案

守山市議会委員会条例（昭和 38 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項および第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 7 条第 1 項中「行なわせる」を「行わせる」に、同条第 2 項中「行なう」を「行う」に改める。

第 9 条第 1 項および第 2 項中「行なう」を「行う」に改める。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第 12 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第 17 条の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他委員長が認める事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第 1 項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。第 18 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第 20 条第 1 項中「みだす」を「乱す」に、同条第 2 項中「終る」を「終わる」に改める。

第 22 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会または委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 26 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 23 条第 2 項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

第 26 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書もしくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 26 条の 2 第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる。

第 27 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

会議第 4 号

守山市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 19 日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 森 貴尉

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 福井 寿美子

賛成者 守山市議会議員 二上 勝友

賛成者 守山市議会議員 田中 均

賛成者 守山市議会議員 北野 裕也

賛成者 守山市議会議員 藤木 猛

賛成者 守山市議会議員 上田 佐和

賛成者 守山市議会議員 今江 恒夫

賛成者 守山市議会議員 新野 富美夫

守山市議会会議規則の一部を改正する規則案

守山市議会会議規則（昭和 45 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「公聴会、参考人（第87条～第93条）」を「公聴会および参考人（第87条～第93条）」に、「補則（第127条）」を「補則（第126条の 2～第127条）」に改める。

第 3 条中「ときもまた」を「ときも、また」に改める。

第 4 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 9 条第 2 項中「ときは、」の次に「会議に宣告することにより、」を加え、「はかつて」を「諮って」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第13条中「議場」を「議事堂」に、「行なう」を「行う」に改める。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に、同条第 2 項および第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第20条中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第23条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第24条第 1 項中「終った」を「終わった」に、同条第 2 項中「終らない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第25条から第28条までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて、順次投票を備え付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第30条中「終った」を「終わった」に改める。

第31条第 3 項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第35条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第37条第 1 項中「聞き」を「聴き」に、同条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条中「行なう」を「行う」に改める。

第43条第2項中「終らなかった」を「終わらなかった」に、「会議」を「議会」に改める。

第44条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第47条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第49条第1項中「すべて」を「全て」に、「終った」を「終わった」に、同条第2項中「番号」を「氏名」に改める。

第51条中「終った」を「終わった」に、「終る」を「終わる」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第53条中「こえる」を「超える」に改める。

第54条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第56条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第57条第1項中「終った」を「終わった」に、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第60条第2項中「はからなければならない」を「諮らなければならない」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第64条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第66条第1項中「議員」を「議員（以下、この条において「委員外議員」という。）」に、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、または発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、または発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第75条中「終った」を「終わった」に改める。

第76条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第79条第1項中「とろう」を「採ろう」に、同条第4項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第80条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第81条中「行なう」を「行う」に改める。

第83条中「行なう」を「行う」に、「第31条(開票および投票の効力)第32条第1項(選挙結果の報告)」を「第31条(開票および投票の効力)第1項から第3項まで第32条(選挙結果

の報告)第1項」に改める。

第85条中「はかる」を「諮る」に、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第86条第1項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に、同条第2項中「定める」を「決める」に、「とる」を「採る」に、同項ただし書き中「はかつて」を「諮って」に、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

「第9章 公聴会、参考人」を「第9章 公聴会および参考人」に改める。

第89条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第94条の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 請願者が請願書の（会議の議題になったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第95条第3項を次のとおり改める。

- 3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

第97条に次の3項を加える。

- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。
- 3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。
- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第98条第1項中「意見を付け議長に」を「議長に」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第100条中「その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第103条第2項中「はかつて」を「諮ってその」に改める。

第107条を次のとおり改める。

（決定の通知）

第107条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第109条中「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第111条中「議席」を「その席」に改める。

第113条の見出し中「新聞等」を「新聞紙等」に改める。

第114条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に改め、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第116条中「すべて」を「全て」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第118条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第118条の2 議員は、自己に関する懲罰動議および懲罰事犯の会議ならびに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会または委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第119条中「定める」を「決めた」に、「行なう」を「行う」に改める。

第123条第2項中「速記法によって速記する」を「速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する」に改める。

第17章中第127条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第126条の2 議会または議長もしくは委員長(以下この条および次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項および第6項ならびに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項および第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条(日程の作成および配布)、第95条(請願文書表の作成および配布)第1項および第96条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時または議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記

録(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧もしくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、または議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、もしくは連署し、または記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、または議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、または議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、または交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第126条の3 この規則の規定(第28条(投票用紙の配布および投票箱の点検)第1項(第83条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、または保存すること(次項において「作成等」という。))が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第127条中「はかつて」を「諮って」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

会議第 5 号

守山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 19 日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 西村 弘樹

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 福井 寿美子

賛成者 守山市議会議員 二上 勝友

賛成者 守山市議会議員 田中 均

賛成者 守山市議会議員 北野 裕也

賛成者 守山市議会議員 藤木 猛

賛成者 守山市議会議員 上田 佐和

賛成者 守山市議会議員 今江 恒夫

賛成者 守山市議会議員 新野 富美夫

守山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

守山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

意見書第 12 号

学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 19 日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 西村 弘樹

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 福井 寿美子

賛成者 守山市議会議員 二上 勝友

賛成者 守山市議会議員 田中 均

賛成者 守山市議会議員 北野 裕也

賛成者 守山市議会議員 藤木 猛

賛成者 守山市議会議員 上田 佐和

賛成者 守山市議会議員 今江 恒夫

賛成者 守山市議会議員 新野 富美夫

学校給食の安定供給に向けた国の支援を求める意見書

学校給食は、学校給食法においても、その目的に「食育の推進」が規定され、教科学習等と同様に学校教育の一環となっている。子どもたちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校給食の実施においては、適切な栄養の摂取による健康の保持・増進を図ることはもとより、子どもたちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるなど、その教育的効果は大きい。さらに、地場産食材を学校給食に取り入れることにより、地域の産物、食文化等についての理解を深めるとともに、地場産物の活用を通じて地域の農業、畜産業、水産業等の産業振興にも寄与しているところである。

近年、学校給食の意義に鑑み、学校給食に係る保護者負担の軽減に取り組む自治体が増加しているが、学校給食の一定の水準を確保・維持するためには、国の関与が必要不可欠である。

また、資源価格や物価高騰による原材料費が上昇する中、学校給食においても、食材費はもとより人件費や物流費、光熱水費等の上昇により、給食の質の低下に繋がりがねない状況を危惧するところである。

よって、未来を担う子どもたちの健やかな成長に資するとともに、食育の推進および質の高い学校給食が安定的に供給できるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 学校給食の充実に向けた国の支援の在り方を速やかに検討し示すこと。
- 2 近年の物価高騰対策として、賄材料費上昇分の財政的支援を継続して行うこと。
- 3 食育の観点から、栄養教諭の配置基準の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

滋賀県守山市議会議員 渡邊 邦男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣

宛

意見書第 13 号

北方領土問題の早期解決等を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 19 日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 新野 富美夫

賛成者 守山市議会議員 福井 寿美子

賛成者 守山市議会議員 二上 勝友

賛成者 守山市議会議員 田中 均

賛成者 守山市議会議員 北野 裕也

賛成者 守山市議会議員 藤木 猛

賛成者 守山市議会議員 上田 佐和

賛成者 守山市議会議員 今江 恒夫

賛成者 守山市議会議員 森 貴尉

北方領土問題の早期解決等を求める意見書

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、永年の国民の悲願である。

滋賀県においては、昭和 57 年に北方領土返還要求運動滋賀県民会議が設立され、県・県議会、市町・市町議会、民間団体など 158 団体が会員となって返還要求運動を展開してきたところである。

さて、北方領土とその海域をロシアに不法占拠されてから既に 79 年もの歳月が過ぎ、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民の多くが故郷に戻るとの願いが叶わず他界され、さらに、ウクライナを巡る国際情勢の影響により日ロ間の平和条約締結交渉が中断され、ビザなし交流や自由訪問の合意もロシア政府から一方的に停止されるなど、このままでは返還要求運動の停滞や風化も懸念されるところである。

また、北方領土隣接地域においては、北方領土問題が未解決であることにより自由な社会経済活動に多くの制約を受け続け、漁業をはじめとした地域の産業・経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような現状を踏まえ、北方領土問題の早期解決のため、外交交渉を支える国民運動としての返還要求運動をより一層推進するとともに、青少年に対する北方領土教育の充実、北方四島への想いを引き継いでいくための運動後継者の育成強化、さらには北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴える必要がある。

ついては、北方領土問題の早期解決と隣接地域の振興を図るため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 北方領土問題の解決に向けた断固たる決意と強い意志を持って、ロシアとの外交交渉を粘り強く推し進めるとともに、国内外の世論の喚起高揚に向けた効果的な返還要求運動を推進すること。
- 2 北方墓参をはじめ、北方四島交流事業（ビザなし交流事業）および自由訪問事業については、特段に早期の再開を目指し、外交交渉を推進すること。
- 3 学校教育および社会教育における北方領土問題に関する教育の充実と強化を図ること。
- 4 元島民等に対する援護対策の充実や、社会経済活動に多くの制約を受けている北方領土隣接地域の疲弊解消のための措置の充実を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 19 日

滋賀県守山市議会議長 渡邊 邦男

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

宛

意見書第 14 号

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 19 日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 川本 佳子

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 藤原 浩美

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

企業・団体献金は、政治家個人、政治家自身が代表を務める資金管理団体、派閥への献金は 1999 年までに禁止されたが、政党本部や支部への企業・団体献金、企業、団体の政治資金パーティー券購入は認めるという 2 つの抜け道がつくられ、活用、拡大されてきた。

今回の総選挙の結果は、裏金問題への国民の怒りの表れである。国会には真相解明と、金の力で政治をゆがめ、裏金づくりの温床である企業・団体献金を禁止することが強く求められている。営利を目的とする企業が献金やパーティー券の購入を行なうのは、政策的な見返りを求めているためである。金の力で政治をゆがめることは決して許されない。

総選挙では、立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、れいわ新選組、社民党が選挙政策に企業・団体献金の禁止を掲げている。国民民主党の玉木雄一郎代表も、1 月の会見では「すべての党が合意して廃止すべきということであれば、われわれも廃止すべきという立場なので、こうした合意を得られるようにしていきたい」と述べている。

前述の 5 党（204 議席）と国民民主党の獲得議席と合わせると、232 議席であり、自公の 215 議席を上回る。企業・団体献金禁止の公約を実行することは、国民に対する責任である。

よって、守山市議会は、国会および政府に対し企業・団体献金を全面的に禁止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 19 日

滋賀県守山市議会議長 渡邊 邦男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

宛

意見書第 15 号

子ども福祉医療費助成の制度拡充を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 19 日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 川本 佳子

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

子ども福祉医療費助成の制度拡充を求める意見書

子どもの医療費の無料化は子育て世代の切実な願いである。住民の粘り強い運動と各自治体の努力で、無料化に踏み切る自治体が大きく広がっている。滋賀県は今年度、従来の乳幼児に加え、新たに高校生世代にかかる医療費助成を実施し、子ども医療費助成は全 19 市町で高校生世代までに広がり、子育て世代に歓迎されている。しかし、県制度は、19 市町が独自助成している小・中学生世代を対象にしないため、市町の財政負担は大きく、市町間で助成格差が生じる原因となっている。また、高校生世代は自己負担があるため、高校生世代までの完全無料化は 13 市町にとどまっている。

子ども医療費助成制度は県と市町が共に取り組むべき重要な課題である。県・市町制度の拡充をいっそう進めるとともに、18 歳までの無料化を国の制度として実現すべきである。よって、次の事項の実現を強く要請する。

- 1 高校生世代に導入された自己負担は、乳幼児と同様に廃止すること。
- 2 小中学生を県制度の対象に加えるとともに、財政負担割合は乳幼児と同様の県 2 分の 1 市町 2 分の 1 にすること。
- 3 18 歳までの無料化を国の制度として実現するよう、国に求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 19 日

守山市議会議長 渡邊 邦男

滋賀県知事 宛

意見書第 16 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 19 日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 川本 佳子

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

70 歳以上の高齢者の半数は、加齢性の難聴と推定されている。難聴になると、家庭の中でも、社会的にも孤立しやすく、人との会話や人と会う機会が減ってしまう場合が少なくない。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難とするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では認知症やうつ病になる傾向が強いと専門家も指摘している。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器。日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないといわれているが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低い。

この背景には、日本では補聴器の価格が片耳当たり概ね 10 万～30 万円と高額で、保険適用がないため全額自費負担となっていることがある。身体障害者であるとされる高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により負担が軽減され、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるが、その対象者は僅かで、該当しない約 9 割の人は自費で購入しているため、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。欧米では既に確立している補聴器購入に対する公的補助制度が、日本では整備されていない。

こうしたなか、県内で 8 市町が独自の補助制度を創設し、喜ばれている。しかし、補助額は年 2 万円～4 万円と少額のため、購入を断念する事態も生まれている。一方、東京都は補聴器の購入費助成等を行う区市町村への補助（補助率 2 分の 1）を実施しており、23 全区が補助制度を実施し、補助額も上限 14 万 4,900 円（台東区）、同 13 万 7,000 円（港区）などの自治体も生まれている。

高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるように、加齢による難聴者の補聴器購入に対する県独自の補助制度を創設するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 19 日

守山市議会議長 渡邊 邦男

滋賀県知事 宛

意見書第 17 号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 19 日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 榎本 花菜恵

賛成者 守山市議会議員 福井 寿美子

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

えん罪は、有罪とされた者やその家族の人生を狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害である。我が国では、憲法に多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることにより、えん罪の発生を防止しようとしてきた。しかし様々な原因により、えん罪が発生するおそれは払拭できない。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、えん罪が発生した場合に、速やかに救済することは、国の基本的な責務である。

三審制の下で確定した有罪判決について、重大な瑕疵があった場合にはこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である再審制度については、刑事訴訟法第4編「再審」に定められている。しかし、再審請求手続に関する詳細な規定がないことから、再審請求審において裁判所がどのような権限を行使できるか明らかではなく、過去のえん罪被害者の救済には多くの困難と長い年月を経ることとなっている。

特に、再審請求審における証拠の開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項において、同法の公布後、必要に応じて速やかに検討を行うものとされているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

また、ひとたび再審開始決定がなされても、検察官がその決定に対する不服申立てをすることにより、再審公判手続に移行できず、再審手続が長期化している実情がある。えん罪が発生するおそれを払拭できない以上、再審は、最後の救済手段としての重要な役割を果たすことから、確固たる手続が整備されていなければならない。

よって、国会および政府におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定の改正を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

滋賀県守山市議会議長 渡邊 邦男

衆議院議長	宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
法務大臣	

意見書第 18 号

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 19 日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 藤木 猛

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 福井 寿美子

賛成者 守山市議会議員 上田 佐和

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

2024 年 10 月 11 日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞受賞が発表された。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえている。12 月 10 日の授賞式で被団協代表委員の田中熙巳さんは「人類が核兵器で自滅することがないように。核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張りましょう」と呼びかけた。同じ悲惨な苦しみを二度と誰にも味わわせてはならないという訴えは世界の多くの人々の心に響いた。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、122 か国の賛同を得て核兵器禁止条約が採択された。同年 9 月 20 日には同条約への署名・批准・参加が開始され、2021 年 1 月 22 日に発効した。現在 94 か国が署名し、73 か国が批准している。

本市は平和首長会議加盟自治体でありこの会議では、日本政府の核兵器禁止条約への早期批准を求める取組も積極的に行っている。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止している。被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記し、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた 核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

今日 12,000 発の核弾頭が地球上に存在し、4,000 発が発射可能で配備されている。ロシアは、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、核兵器による威嚇、核使用の脅迫をおこないながら侵略を続けている。また、イスラエルはパレスチナのガザ地区への核兵器使用を「選択肢」と発言した。これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものである。核兵器保有国が他国を脅し、核兵器を保有している限り、世界の平和は脅かされ続ける。いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければならない。

よって、日本政府はすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 19 日

滋賀県守山市議会議長 渡邊 邦男

衆議院議長
参議院議長

内閣総理大
外務大臣

宛